

## FASB 公開草案へのコメント対応の検討 - 信用減損 (credit impairment)

- 信用減損に関連する FASB 公開草案の概要
  - 貸付金の信用減損の認識について、損失発生の可能性が高いか否かという要件 (probable threshold) は削除される。
    - ✓ 損失発生の可能性が高く (probable) なるまで待たずに、信用減損を認識することになり、損失の認識が早めになる。
  - 信用減損の認識にあたっては、過去の事象と現在の状況に関するすべての利用可能な情報を考慮する。将来の事象又は経済状況の予想を考慮してはならない。
  - 集散的な (プールの) 単位で検討される金融資産について、認識される信用減損の金額は、そのプールについての実績損失率 (historical loss rate) を基礎とする。
  - 個別に検討される金融資産について、減損を識別した場合、認識される信用減損の金額は、現在価値技法に基づいて測定しなければならない。減損を識別しなかった場合でも、仮に当該金融資産を特徴が類似した他の金融資産とともに検討すると信用減損が存在していることが示されるときには、認識される信用減損の金額は、参照する類似の金融資産のグループに適用される実績損失率に基づいて算定する。
  - 金利収益は、実効金利に償却原価 (貸倒引当金控除後) を乗じて算定される。
  
- 全般的な方向性
  - 質問に対する回答を網羅するのではなく、IASB と FASB の考え方に違いがあり、両者のコンバージェンスを進める観点で必要と思われる重要な項目についてコメントをしていくことではどうか。
  - 例えば、以下の質問に回答することではどうか。
    - (Q38) すべての金額の回収を期待できない場合に、直ちに減損を認識すべきと考えるか。
    - (Q40) 実績損失率算定のための特定の手法を規定すべきか。
    - (Q48) 金利収益の認識は、信用損失の認識又は戻入れの影響を受けるべきと考えるか。

**各質問に対するコメントの方向性**

Q38： ガイダンス案は、創出金融資産について受け取るべきすべての契約上の金額及び購入金融資産に対して当初に回収が期待されていたすべての金額を回収することが見込めない場合に、信用減損を純利益で即時認識することを企業に求める。

IASB の公開草案「金融商品：償却原価及び減損」(減損に関する公開草案)は、取得時に信用の損失を予測し、当初予想される信用減損の割合を実効金利法を用いて金利収益の減少として各報告期間に配分することを企業に求めている。このように、当初に予想される信用損失は、金利収益の減額として金融負債の存続期間にわたって認識される。企業がキャッシュ・フローの見積りを修正した場合には、企業は金融資産の帳簿価格(償却原価)を調整し、減損利得又は損失として調整額を純利益に直ちに認識する。

本改訂案が提案しているように、創出金融資産について受け取るべきすべての契約上の金額及び購入金融資産に対して当初回収を見込んでいたすべての金額の回収を期待できない場合に、企業は信用減損を純利益に直ちに認識すべきだと考えるか。あるいは、減損に関するIASBの公開草案が提案しているように、予想される信用損失を金融商品の存続期間にわたって金利収益の減額として当初認識すべきだと考えるか。

■ 関連する ED の記載

- FASB は、金融資産の存続期間にわたって減損損失を配分することは適切でないと考えている(BC175 項)。
- 企業が信用減損を金融資産プールについて認識すべきであると判断する場合、その認識金額は、プール内の金融資産の存続年数にわたって回収が見込まれないキャッシュ・フローを反映する損失率をプールの元本残高に適用して算定しなければならないと FASB は決定した。FASB は、年次損失率をプールに適用することは、プール内の金融資産の存続年数にわたって損失を配分することになるため不適切であると考えている(BC190 項)。
- 企業が当初は個々の資産ごとに回収を行う予定であっても、プール合計について一定の損失額を想定して金融資産の価格を決定していることが多いと FASB は考えている。過去の実績により、損失が発生している可能性は高いが具体的にどの金融資産についてか識別されていない場合に、金融資産を個別に評価することで金融資産グループに係る減損損失の認識を遅らせてはならないと FASB は考えている(BC192 項)。

■ コメントの方向性

- ガイダンス案によれば、金融商品の当初取得時に、その契約期間に対応した実績損

失率に基づき減損損失を認識することとなるが、当初取得時に、まだ損失が発生していないにもかかわらず減損損失を認識することは、生じている経済事象を財務報告の目的から適切に表していないのではないかとということが懸念される。

- 企業が当該金融商品を、その契約期間全体のうち重要な部分にわたり保有する（すなわち、売却によってではなく、契約キャッシュ・フローを回収するという意図をもって）というビジネス戦略の目的を踏まえると、そのような当初の予想損失は実効金利の算定に反映して、金融商品の存続期間にわたって認識することが考えられるのではないか。
- 仮に、当初予想損失を金融商品の存続期間にわたって配分する場合には、金利収益の減額として認識すべきと考えられる。

Q40： プールで評価される金融資産について、本ガイダンス案は、企業が実績損失率の算定に適用する特定の手法を明示していない。実績損失率の算定のための特定の手法を規定すべきか。その場合は、どのような特定の手法を推奨するか、またその理由は何か。

■ 関連する ED の記載

- 適切な実績損失率（現在の経済要因及び状況に応じて調整後）は、類似する金融資産の各プールについて算定しなければならない。実績損失率は、プール内の金融資産の存続期間にわたって回収すると企業が予想していないキャッシュ・フローを反映しなければならない。企業は、プール内の具体的な金融資産について適切な実績期間を選択して、実績率を算定しなければならない。このガイダンス案は、企業が実績損失率を算定する際に適用すべき特定の手法を明示していない。その手法は、企業の規模、企業の活動範囲、企業の金融資産のプールの性質、及び他の要因によって異なってくる可能性がある。（59 項）。

■ コメントの方向性

- Q48 へのコメント案において記載のとおり、実績損失率の算定は、信用減損の金額だけでなく、金利収益の計上額にも影響を与える可能性があると思われる。
- したがって、実績損失率の算定に一定のガイダンスがない場合には、信用減損だけでなく金利収益の計上額について、企業間の比較可能性が確保されない可能性があると思われる。

Q48： 本ガイダンス案は、公正価値で測定して適格公正価値変動をその他の包括利益に認識する金融資産について、金利収益を、実効金利を貸倒引当金控除後の償却原価に適用して計算することを求める。金利収益の認識は、信用損失の認識又は戻入りの影響を受ける

べきだと考えるか。そう考えない場合、その理由は何か。

■ 関連する ED の記載

- 企業は、公正価値で測定して適格公正価値変動をその他の包括利益に認識する金融資産に係る金利収益の金額を、純利益に含めなければならない。これらの金融資産について純利益に認識すべき金利収益の金額は、当該金融資産の実効金利を貸倒引当金控除後の償却原価に乗じて算定しなければならない（76 項）。

■ コメントの方向性

- ガイダンス案における金利収益の算定方法は、現在価値技法に基づく信用減損の算定方法と整合していると考えられる。
- 一方で、実績損失率に基づいて信用減損の算定している場合、どのように実績損失率を算定するかによって、算定される金利収益は現行の実務とは異なる結果を生じるかもしれない。

## 付録 信用減損及び金利収益関係の質問

信用減損及び金利収益関係の質問のうち、すべての回答者を対象とするものを次に示す。

### 信用減損

Q37： 本会計基準改訂案における信用減損モデルの目的は明確と考えるか。そう考えない場合、どのような目的を提案するか、またその理由は何か。

Q39： 信用減損は、外国為替レートの変動、予想期限前償還額の変動、又は変動利子率の変動に起因する、予想回収キャッシュ・フローの減少から生じるべきではないということに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

Q41： 購入金融資産について当初に回収を予定していた以上のキャッシュ・フローの回収がその後に見込まれる場合、純利益に直ちに利得を認識するのではなく、追加のキャッシュ・フローが金融資産の残りの存続期間にわたって金利収益の増加として認識されるように、実効金利を調整することに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

Q42： 減損について個別に検討される金融資産が、個別に減損しているという兆候がない場合に、本ガイダンス案は、当該金融資産を特徴が類似している他の金融資産と一緒にした検討が、信用減損が存在していることを示しているかどうか決定することを企業に求める。信用減損の額は、もしあれば、個別の金融資産に類似した金融資産のグループに適用される実績損失率（現在の経済的要因及び状況に応じて調整後）を適用して測定される。

Q49： 契約上受け取るべき金利の金額のうち、金融資産についての予想回収キャッシュ・フローに係る企業の現在の見積りに基づいて計上した利息を超える差額は、貸倒引当金の増加として認識すべきであることに同意するか。同意しない場合、その理由は何か。

Q50： 本ガイダンス案は、公正価値で測定して公正価値のすべての変動を純利益に認識する金融資産について、包括利益計算書において金利収益を区分表示することを認めるが、強制はしない。企業がこのような金融負債の金利収益を区分表示することを選択する場合、本ガイダンス案は包括利益計算書の本体で認識すべき金利収益の金額を算定するための特定の方法を明示していない。金利収益の認識のガイダンスは、すべての金融資産に対して

同じにすべきだと考えるか。

Q51： 本改訂案に含まれている適用ガイダンス及び設例は、提案されている信用減損及び金利収益のモデルを理解するのに十分と考えるか。そう考えない場合、どのような追加的なガイダンス又は設例が必要か。

以上